

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年10月18日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：14件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	第3給水加熱器胴側圧力のプロセス計算機入力値に「判定不能」が認められたため、対応検討	GⅢ	
2	1号機	主発電機自動電圧調整器室空調機（B）のドレンパン周り（3箇所）より結露水のリークが認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
3	2号機	原子炉給水ポンプ軸封部シール水ポンプ（A）点検において、軸受カバーに割れが認められたため、当該軸受カバーを交換	GⅢ	
4	2号機	主復水器（C-2）冷却管渦流探傷検査において、冷却管（3本）に判定基準外れが認められたため、当該部に閉止栓を取付	GⅢ	
5	3号機	主発電機固定子冷却水系ポンプ予備機自動起動試験において、「予備ポンプ起動」表示器に動作不良が認められたため、当該表示器を点検・修理	GⅢ	
6	3号機	高圧注水系において、蒸気管ドレンポット水位検出元弁の弁蓋押さえボルト付近より蒸気の微量リークが認められたため、当該弁を点検・修理 なお、床面への水の滴下及びダストモニタの指示値上昇は無し	GⅡ	
7	5号機	エリア放射線モニタ（CH1～CH20）記録計（打点式）において、印字不良（打点の形が不鮮明）が認められたため、当該記録計を点検・修理	GⅢ	
8	5号機	復水脱塩装置脱塩塔（No.8）の入口流量積算計にリセット操作の不良が認められたため、当該積算計を点検・修理	GⅢ	
9	6号機	工具管理センターから借用した計器校正用計測器（デジタルマルチメーター：1台）の有効期限が切れていたことが認められたため、影響を調査後対応検討	GⅡ	
10	6号機	気体廃棄物処理系乾燥器（B）入口弁のオイラーに油にじみが認められたため、当該オイラーを点検・修理	GⅢ	
11	6号機	第22保全サイクル保全計画書の添付資料において、一部誤記（検査名、機器名称）が認められたため、当該誤記を訂正及び対応検討	GⅡ	
12	6号機	給復水系統への水張り作業の際、タービン建屋地階ヒータ室抜管エリア北西の床ファンネルより溢水（堰内 約27リットル）が認められたため、当該漏えい水を汚染検査（放射エネルギー：約 $8.16 \times 10^2$ ベクレル）後除去および対応検討	GⅡ	
13	6号機	復水前置ろ過装置（C）復水入口ドレン弁に開側位置での固着が認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
14	その他	「RCA（根本原因）分析活動計画書」の承認手続きにおいて承認行為の誤りが認められたため、対応検討	GⅡ	